南相馬建設機械講習所長　　殿

写真

2.4×3㎝

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者 | 受　付 |
|  |  |

（太線内を記入して下さい）　　車両系建設機械（解体用）運転技能講習受講申込書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受講者に関する事項 | フリガナ | |  | | 生年月日  　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日　生 | |
| 氏　名 | | 印 | |
| 電　話 | | 自宅　　　　　－　　　　－　　　　　　携帯　　　　　－　　　　　－ | | | |
| 住　所 | | 〒　　　　　－ | | | |
| 勤務先 | |  | | | ℡　　　（　　） |
| 勤務先  住所 | | 〒　　　　　－ | | | |
| 一部科目免除に関する事項 | A | １建設業法施行令第27条の3に規定する「建設機械施工技術検定」のうち1級の技術検定に合格したもので実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号（事項において「建設省告示」という。）に定められた第2種の種別に該当するもの  　　　　　　　　確認書類（証明書・他）　　　　　　　　　　年　　　月　　　日　確認者　　　印 | | | | |
| B | １安衛則別表第3の令第20条第12号の業務のうち令別表第7第1号又は第2号に掲げる建設機械の運転の業務の項各号に掲げる者　**（車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）の技能講習を修了した方）**  確認書類（修了証・他）　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日　確認者　　　印 | | | | |
| C | １道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の大型特殊自動車免許を有する者  ２道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、又は普通自動車免許を有し、かつ  　令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号、若しくは第6号に掲げる  　建設機械の運転の業務（鉱山保安法（昭和24年法律70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における令別表第7第1号、第2号又は第6号に掲げる建設機械で内燃機関を原動機として使用し、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務を含む。事項において同じ。）又は令第20条第14号若しくは安衛祖管36条第5号の3の業務に、3ヶ月以上従事した経験を有する者　　　３不整地運搬車運転技能講習を修了した者  　　　　　　　確認書類（免許証・修了証・他）　　　　　　　年　　　月　　　日　確認者　　　印 | | | | |
| D | １令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号、若しくは第6号に掲げる  　建設機械の運転の業務又は第20条第14号若しくは安衛祖管36条第5号の3の業務に、6ヶ月以上従事した経験を有する者　　　　確認書類（修了証・他）　　　　　　　　　　年　　　月　　　日　確認者　　　印 | | | | |
| E | １車両系建設機械（基礎工事用）の運転技能講習を修了した者  　　　　　　　　確認書類（修了証・他）　　　　　　　　　　年　　　月　　　日　確認者　　　印 | | | | |
| 運転業務経歴証明欄 | 使用車種　　[機体重量　　　ｔ]　　　[車種形式等　　　　　　　　　　　　　　　　　]  運転従事期間　[　　　　　　年　　　月　　　日　～　　　　　　　年　　　月　　　日]  上記経歴等に相違ないことを証明したします  事業所名  証明者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 | | | | |
| 講習関連事項 | 受講希望日 | | | 年　　　月　　　日　　　　　～　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 | | |
| 受講コース | | | A（3時間）　 B（5時間）　 C（14時間）　 D（18時間）　 E（34時間） 　F（免除無・38時間） | | |
| 講習期間 | | | 年　　　月　　　日　　　　　～　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 | | |
| 修　了　証 | | | 番号　第MS　　　　　　　　　　　　 　交付年月日　　　　　　年　　　月　　　日 | | |
| 注　１　一部科目免除で申込む場合は資格証の原本と写しを呈示して頂くか申込書に添付して下さい。  　　２　科目免除関係に虚偽の申請が認められた場合は、修了証を交付できないことがあります。  　　３　一度納入された受講料は原則として返還できませんのでご了承ください。 | | | | | | |